

平成19年12月18日

ゆうちょ銀行の新規業務に関する郵政民営化委員会の
調査審議に対する意見

社団法人 全国地方銀行協会

1. 郵政民営化委員会の審議のあり方について

当協会では、ゆうちょ銀行の運用対象の拡大に関する意見募集（10月）の際にも意見を提出したが、郵政民営化委員会の審議結果をみると、重要な点において当協会の意見が反映されておらず、また、主要な論点について十分な議論が行われたかも疑問であり、こうした結果を残念に思う。

郵政民営化委員会は、郵政民営化プロセスの舵取り役とも言える重責を担っており、しっかりとした審議を期待したい。特に、郵政民営化委員会が調査審議の過程で広く意見募集を行うという手続きを踏む以上は、審議の公正性・透明性確保の観点から、寄せられた意見の主要な論点について委員会としての考え方を明らかにすることが不可欠である。

また、金融庁ではゆうちょ銀行に対する検査に着手したと聞いているが、ゆうちょ銀行の内部管理態勢や業務遂行能力が十分かどうかについては、郵政民営化委員会においても新規業務の調査審議に当たり重要視する考えを示しており、今回を含め今後の新規業務の申請に際しては、この点に関する金融庁の検査結果を十分に踏まえた慎重な審議を行うべきである。

2. ゆうちょ銀行の新規業務の取扱いについて

(1) ゆうちょ銀行の業務拡大の進め方に関する基本認識

地銀界はこれまでも、ゆうちょ銀行の業務拡大の進め方に関して次の点を繰り返し主張してきた。

- ・政府の間接出資が残るなど公正な競争条件が確保されない段階におい

ては、ゆうちょ銀行の業務拡大は民業圧迫に他ならず、それゆえ、リスク分散や収益源の多様化といったゆうちょ銀行側の都合だけで「なし崩しの」に業務拡大が認められることがあってはならない。

- ・郵政民営化委員会としても郵政民営化の条件の一つとして「民間秩序の中への融解」を掲げているように、ゆうちょ銀行は、民業圧迫を回避しつつ円滑に民間市場への融合を進めることが求められている。そのためには、市場が既に飽和状態にあるリテールバンキング業務への参入を敢えて志向するのではなく、ゆうちょ銀行がこれまで培ってきた投資運用業務のノウハウを活かせる「機関投資家」型のビジネスモデル（多様な市場性商品への資金運用に特化した金融機関）を目指すべきである。移行期間中におけるゆうちょ銀行の新規業務も、そうしたビジネスモデルに必要な限度においてのみ容認されるべきものである。

こうした方向性こそが、肥大化したバランスシートを改善しつつ、規模縮小を図るべきとする郵政民営化員会の基本認識に合致するうえ、これまでのゆうちょの運用ノウハウを活かすものであり、最も現実的な方策である。

(2) 今回の新規業務の取扱いについて

地銀界としては、ゆうちょ銀行の新規業務の取扱いについては、上記の基本的な考え方に即して判断されるべきものとする。

まず、民営化が本年 10 月に始まったばかりで、巨大な規模のまま政府の間接出資も残っているという段階においては、業務内容にかかわらず、民間が担いうる分野に業務拡大を図ること自体が民業圧迫であって、地銀界としては、「機関投資家」型のビジネスモデルを目指すことが明確に示されていない限りは、新規業務が認められるべきではないと考える。そのうえで、今回ゆうちょ銀行が認可申請を行った新規業務の内容をみると、前述のとおり民営化の進め方として最も現実的と考えられる「機関投資家」型のビジネスモデルとは方向性を異にするリテールバン

キング業務そのものであり、移行期間中に認められることがあってはならないと考える。

さらに、ゆうちょ銀行は、自らが目指すビジネスモデルの全体像を何ら明確にすることなく、利用者利便の向上を名目に、株式上場のための収益向上ありきといった姿勢で矢継ぎ早に新規業務の認可を申請しているように窺えるが、民業圧迫を回避しつつ民間市場に円滑に融合していくという郵政民営化の本旨からすれば、ゆうちょ銀行は、移行期間においては、このような前のめり気味の姿勢で業務拡大を目指すのではなく、まず経営の効率化と態勢整備を進めることに専念すべきである。

従って、郵政民営化委員会は、ゆうちょ銀行のなし崩し的な業務拡大を追認するのではなく、ゆうちょ銀行に対し、①一民間金融機関として合理的な規模にまで速やかに縮小を図ること、②銀行として求められる態勢整備に専念すべきこと、③あるべき将来の姿として「機関投資家」型のビジネスモデルを志向することについて、具体的な指示を与えてゆうちょ銀行より計画の提出を求めるべきである。

以 上